

# 月刊 労運研レポート No. 82

2021年4月10日号

郵政ユニオン：正社員化と均等待遇を求めてストで決起・・・・・・・・・・	浅川 喜義	2P
あれから10年 原発事故は終わっていない・・・・・・・・・・	小名浜地区労	4P
最低賃金ユニオン全国同時アクション・・・・・・・・・・	岡本 哲文	6P
コロナ禍における登録型派遣旅行添乗員の生活保障を・・・・・・・・	菅野 有	8P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail [roukenj2014@yahoo.co.jp](mailto:roukenj2014@yahoo.co.jp)

6年連続ベアゼロを許さず

## 正社員化と均等待遇を求めて ストライキで決起

浅川 喜義（郵政産業労働者ユニオン）



100人が結集した本社前集会

郵政産業労働者ユニオンは3月19日、21春闘要求に対する会社の不誠実な回答に対し、浦安（関東）、積志（東海）、吹田千里（近畿）、広島（中国）、福岡中央・北九州中央（九州）の全国で6局所をスト拠点とし、指名ストと合わせ15職場、26人がストライキに参加、組合員、支援の仲間とともにストライキ突入集会を行い、ストライキに入っていない職場においても早朝から支援・連帯集会を開催するなど、全国でたたかいに立ち上がった。

### 各地で工夫した宣伝、集会を開催

当日、盛岡中央郵便局前では、独自のストライキビラを作成し「事務系期間雇用社員の勤務時間短縮の中止」を訴え、浦安郵便局では、要員不足で休憩も満足に取れないことや、GPS

携帯を配達員に所持させ労働監視をしていると怒りをぶつけた。四国香川支部では、21春闘スト連帯集会を高松中央郵便局前で行い、高知中央郵便局前には約20人で集会を開いた。北九州中央郵便局には、50人を超える参加者で、大いに盛り上がるストライキ集会を貫徹。また本社前集会には郵政ユニオン組合員のみならずナショナルセンターを越えた約100人近い仲間達が東京大手町に集結した。



### 非正規労働者の処遇改善を

組合は、2月16日、21春闘要求書を提出し、本社交渉を積み重ねてきた。とりわけ今



春闘では、最高裁判決で違憲と断罪された手当や休暇をはじめ、非正規社員の処遇改善要求、正社員との格差是正要求、正社員を希望する非正規社員を5年で正社員へ登用することなど、均等待遇の実現をめざし運動を展開してきた。

さらに6年連続のベアゼロを許さず、大幅賃金引上げと大幅増員の実現、新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、エッセンシャルワーカーとして社会生活を支えてきた日本郵政グループ社員に対して特別手当の支給、健康対策や福利厚生の拡充要求など、労働者の切実な要求として交渉を進めてきた。

定期昇給の実施や、新型コロナウイルスに罹患した非正規社員に5万円の生活支援金の支給などあったものの、6年連続ベアゼロ、均等待遇要求には背を向け、年間一時金要求にも応えない会社の姿勢を強く抗議し、満身の怒りをもってストライキを貫徹し、職場から要求実現の運動をたたかい抜き、大幅賃上げ獲得、非正規差別を許さない職場づくりを全国の組合員、支援の仲間とともに、大きく進めていくことを決意する一日行動を展開した。

### ストを決行して良かった

ストライキを終え、拠点を構えた広島支部は「広島支部で初のストだったので、組合員にはいい経験になった」、東海地本は「目に見える成果はないが、当局に対しての抑止的効果および労働者に対してはJP労組との違いを感じさせることはできていると思う」、近畿地本は「職場の雰囲気はとていいです。ストライキ突入した2名は、職場の応援体制もできていて2名とも定時退社しています。吹田千里局でのストライキは6年ぶりでしたが、久しぶりやねと」との感想が報告された。





3・13アクション

## あれから10年 原発事故は終わっていない

小名浜地区労

小名浜地区労機関紙「みさき」より転載

### 原発再稼働反対に300人が結集

3月13日（土）13時より、約一時間、いわき駅前で予定されていた「あれから10年原発事故は終わっていない3・13アクション」行動は、豪雨のため、労働福祉会館ホールに場所を移して開催されました。悪天候の中、地域の労働者など300名余りが結集し、「原発事故は終わっていない」「再稼働反対」「汚染水海洋投棄反対」のスローガンを掲げ16時まで集会は行われました。



### 集会をつくりあげた青年労働者

原発事故後安倍政権が原発再稼働の動きを見せ始めた2014年からこれまで、「フクシマ連帯キャラバン」が3単産（全港湾、全日建、全国一般全国協）の青年労働者によって取り組がはじまり、平和フォーラムや自治労など多くの労働組合の取り組みとなりました。毎年福島市で県民大会が開催されるのを起点にし、東京で開催される「さようなら原発100万人集会」まで、脱原発を訴えて各地をまわりました。

しかし、昨年からコロナ禍の中でキャラバンは中止になりました。そして、今年度の取り組みを行うかどうかの結論が出ないほど、コロナ感染の問題が影を落としていました。

ところが、自公政権から「原発事故をなかったこととし、さらに環境問題、脱炭素促進を口実に原発再稼働を進める」（菅総理所信表明演説）との発言が出たのです。原発事故から10年目の節目で、事故処理の見通しもたたず、避難者の帰還さえもままならない状況で原発事故を風化させてはなりません。特に、これまでキャラバンを担ってきた青年労働者からは、「将来にわたって禍根を残した原発事故の反省もなく、過酷事故の危険を拡大する原発依存政策を許すべきではない」という声が高まりました。

今年1月12日平和フォーラムで、キャラバンについての青年代表者会議が開催されました。そのなかで「コロナ自粛で、なし崩し的に再稼働を言わせてはならない」「何らかの形で脱原発を訴えよう」ということで現地街宣行動を行うことになりました。

青年たちの声に応えたのが、いわき市の労働団体の四者共闘です。これは、1998年の周辺事態法反対のたたかいをきっかけに出来た労働団体の一日共闘からはじまり、ナショナルセンターの枠組みを超えた四者共闘に発展してきた団体です。これまでイラク戦争開戦前日に反対のデモを行うなど、いわき地区における反戦平和、脱原発などの取り組みを労働組合の先頭に立って20年以上にわたって取り組んで来ました。当然、四者共闘は今回の青年の声に応えたのです。



### 労働団体四者共闘と野党共闘で実行委を構成

そして、この青年と労働組合の動きは大きな政治的な流れをも作り出しました。立憲・共産・社民の三党の地域組織が、脱原発のスローガンのもとにがっちりスクラムを組んだのです。町の人からも、「院内だけではなく地元でのしっかりとした野党共闘の姿は、今の社会の状況を変えるため信頼できる。投票につながる効果がある」との声も上がりました。野党共闘の登場は、青年たち、労働者たちの確かな手ごたえとなりました。

「あれから10年原発事故は終わっていない3・13アクション」行動実行委員会は2月10日に設立されました。実行委員会の構成団体は、いわゆる労働団体四者共闘、いわき地区の野党共闘を展望する三つの野党で、以下の通りです。

いわき地方労働組合会議平和フォーラム（地方労）/いわき市労働組合総連合（市労連）/小名浜地区労働組合協議会（地区労）/いわき地区交通運輸労働組合共闘会議（交運共闘）/立憲民主党福島県第五区総支部/日本共産党いわき・双葉地区委員会/社会民主党いわき双葉総支部

実行委員長は高木伸司（小名浜地区労議長）、事務局長は郡司忠（小名浜地区労事務局次長）が担当したが、集会の会場設営、集会運営は全て青年労働者が行った。

豪雨によって変更されたことにより、スタンディング会場の駅前から約1Km離れた屋内集会会場への移動で集会参加人数は減ることが予想されました。ところが、約300名が結集し200名収容の会場は満席になってしまい、第二会場まで準備することになりました。

### 藤本平和フォーラム共同代表も参加

集会は、高木実行委員長の挨拶で始まり、まずは福島連帯キャラバンを代表して、全港湾東北地方青年部の武田書記長と全港湾小名浜支部の矢内青年部長が脱原発へのたたかいの決意をアピールしました。

続いて、立憲民主党の鳥居策也地区代表、共産党の熊谷智地区委員長、社民党の狩野光昭地区総支部幹事長が挨拶しました。福島の地方紙三紙は「これだけきちんと三党が足並みをそろえるのは珍しい」と驚いていました。

その後、四者共闘から地方労と市労連が挨拶した後、平和フォーラムの藤本共同代表、三単産から全日建連帯（玖島書記次長）、全国一般全国協（平賀委員長）のあいさつを受けま

した。そして、全港湾の松谷書記次長のあいさつの後、高木実行委員長の団結ガンバロウで集会を締めくくりました。

脱原発から菅政権打倒につながるキャンペーンの第一歩とするように、これからの運動の強化を約束して集会を終えました。

ところで、「あれから10年原発事故は終わっていない3・13アクション」の横断幕についての質問がありました。「年号、日付が限定されていて今年しか使えないのではないかと。わたしたちは、「今年のたたかいはコロナ禍という極めて厳しい状況にあっても脱原発のたたかいをしっかり貫徹できた。この厳しさを忘れないように、この横断幕はこれから脱原発の集会に今のままの文言で使い続ける価値がある」と答えています。本集会の意義を忘れずに、前進していきたい。

## <ユニオン非正規春闘>

# 最低賃金ユニオン全国同時アクション21

岡本 哲文（コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク事務局長）

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク（CUNN）は、今春もユニオン非正規春闘をよびかけた。

CUNNでは、昨年2月から5月、「1日8時間働けば人間らしく生活できる社会の実現をめざして、最低賃金今すぐ全国どこでも時給1000円以上、速やかに1500円の実現を求める全国署名」運動に取り組み、6月、8千余筆を中央最低賃金審議会に提出した。

しかし、コロナ禍だからこそセーフティネットとしての最低賃金大幅引き上げが喫緊の課題となっているにもかかわらず、経営者側の引き下げ圧力を前に各都道府県の最賃時給の引き上げは0～3円にとどめられた。この流れを引き戻さなければならない。そのためにも、ユニオンらしい春闘として、職場内、企業内に留まらない、社会的に「見える行動」としていくことをめざした。

## 社会に見えるユニオン非正規春闘を

統一スローガンは今期も最賃と有期雇用の二本とした。

- ① コロナ禍だからこそ、最低賃金の引き上げを！ 最低賃金今すぐ全国どこでも時給1000円以上！ そして時給1500円をめざそう！
- ② 必要のない有期雇用をなくし、無期雇用をめざそう！ 非正規雇用差別をなくそう！

望まぬ有期雇用をなくすことと均等待遇・差別解消は、最賃引き上げ、生活できる賃金の実現と一体の労働者全体の大きな課題である。有期雇用は、労働者が当たり前の権利



を主張すること、労働組合に結集することを阻む大きな要因であり、団結権の侵害であることはもっと問題にされて然るべきことである。

## 2/26～28 最低賃金ユニオン全国同時アクション21を実施

統一行動として2月26（金）～28日（日）を統一行動日とする「最低賃金ユニオン全国同時アクション21」をよびかけた。

「コロナ禍だからこそ」を強調した統一チラシと、最賃据え置き・引き下げを狙う経営者団体への申し入れ書のひな形を作成、配布。一昨年に作成した「時給1500円」統一横断幕も活用された。



コロナ禍の中でのよびかけのため行動を見送った地域もあったが、それでも北海道、茨城、栃木、東京、愛知、三重、大阪、兵庫、広島、愛媛の10都道府県で行動が展開された。兵庫では2月27日、兵庫県パート・ユニオンネットワークが姫路、明石、三宮、尼崎の4箇所で行街宣。大阪でも同日、関西ネットワーク（大阪、京都、奈良、滋賀）のなかまが街宣、商店街を練り歩きました。

## 経営者団体、労働局、行政にも申し入れ

街頭に出たのキャンペーン行動を中心に、地元経営者団体や労働局、市への申し入れ行動も取り組まれた。くわえて、3月に入ってからとなるが、神奈川ではユニオンも参加する春闘共同行動の中で県経営者協会への申し入れが行われた。CUNNで作成した経営者団体への申し入れ書ひな形の終わりの部分と要請事項は以下の通りです。

現在、コロナ禍において、小売店の店員、運送配達員、福祉・介護サービス従事者等の社会全体のライフラインを支える労働者の中には、最低賃金付近の低賃金で働く労働者が多く存在します。これらの労働者の労働に報い、その生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためにも最低賃金の引き上げは不可欠です。イギリスや米国では、コロナ禍で働いていることへの高い評価として賃金、一時金、最低賃金を引き上げています。他方、解雇や雇い止めが増えています。コロナ休業も続いています。雇用保険や休業手当は賃金の4～6割程度です。ここにおいても、賃金の引き上げ、底上げが必要です。

以上、コロナ禍だからこそ、あらためて、憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、ならびに最低賃金法第1条「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」ことに立ち返り、以下、要請します。

1 コロナ禍を理由に最低賃金引き上げに歯止めをかけることなく、積極的に大幅引き

上げに向け尽力されたい。

- 2 最低賃金の地域間格差の解消を、低水準額に合わせるのではなく、高水準額に合わせるの實現にむけて尽力されたい。
- 3 次期改定にあたり、〇〇県最低賃金時給を〇〇円引き上げ、1000円以上、速やかに1500円の實現にむけて尽力されたい。

### 菅首相も最賃引き上げに言及



情勢としては、コロナ禍を理由とする経営者側からの最賃据え置き、引き下げ圧力の強まり。菅政権による中小企業淘汰、生産性向上を狙いながらの最賃引き上げ推進と自民党最賃全国一元化議連の動き。中央最賃審議会での5年に一度の制度見直し議論が来年春まとめを目途に進行。10月までに行われる衆議院選挙もある。

そして何よりも、コロナ禍でのセイフティネットとして最賃引上げの重要性がより鮮明になってきている。

大きな山場を迎えている2021年。「最低賃金全国どこでも1500円！生活できる賃金を！」を労働運動のメインテーマに、そして政治的テーマに押し上げ、大きな社会的連帯の創出をめざし、全国各地をつなぐ大きな運動を展開していきましょう！

## 4/2 厚労省に要請・交渉

### コロナ禍における登録型派遣旅行添乗員の生活保障を

菅野 存（全国一般全国協議会東京東部労組委員長）

全国一般東京東部労働組合（東部労組）の支部で、阪急交通社100%子会社の添乗員派遣会社「阪急トラベルサポート」の添乗員で組織する東部労組HTS（阪急トラベルサポート）支部は4月2日、コロナ禍の状況における登録型派遣旅行添乗員の生活保障を求め、厚生労働省に要請・交渉を行った。

#### 1. 「みなし休業補償」実現を求める闘い

コロナ禍により海外ツアーは絶無の状況、国内ツアーについてはGoToキャンペーンにより昨年秋にかけていったんツアーの催行は再開したが、感染再拡大にともなう同キャン



ーン中止により阪急交通社を始めとする旅行会社が再びツアーの催行を抑制している状況で、旅行添乗員の生活破壊が進行している。

H T S 支部組合員をはじめ旅行添乗員の大部分を占めるのは登録型派遣労働者だ。いわば「日雇い派遣」と同様の就業状態であり、添乗員でいえば「ツアーのたびごとに雇用契約を結ぶ」＝「ツアーのない期間については建前上、失職状態」となる。「失職状態」が長期間に及べば、派遣添乗員の生活、ひいては命と健康に重大な影響が及ぶことは火を見るよりも明らかだ。

このような中、H T S 支部は「ツアーのない期間」についても休業補償を求めて粘り強く闘った。2020年4月から5月にかけて、派遣元である阪急トラベルサポートへの要求、添乗員派遣会社の業界団体への要請、マスコミへの働きかけ、そして厚労省にも「ツアーのない期間」についての休業補償を雇用調整助成金の対象とするよう、福島みずほ議員を通じて働きかけを行った。この闘いの中、厚労省は5月27日付で各都道府県労働局職業安定部長宛に通達文書（「雇用調整助成金における労働日が不確定な事業主に対する対応について」、職企発0527第1号）を発し、「昨年同時期のシフトや直近月のシフトに基づいて労働日の設定を行い、それに基づき休業日を決め、休業手当を支払うこととしている場合は助成対象となり得る」と、「みなし休業」が助成の対象である旨を明言した上で、現場窓口に対して徹底を求めた。

このような厚労省の通達、雇用調整助成金という背景もあり、阪急トラベルサポートは5月28日、「ツアーのない期間についての休業補償」＝「みなし休業補償」を行う旨を表明した。

「形式上とはいえ雇用契約がない期間の休業補償を求めるのは難しいのではないか」との声もある中、当事者である派遣添乗員を先頭にした労働組合の闘いで困難な状況を突破しコロナ禍における登録型派遣労働者の生活保障を一步前進させたことの意義は大きく、H T S 支部の勝利である。

次に組合が取り組んだのは「みなし休業補償」の水準をめぐる問題であった。

## 2. 実態に即した「みなし休業補償」を求めて

「みなし休業補償」については、形式上「ツアーのない期間」＝「雇用契約がない期間」につき、いわば「みなし休業補償の『ための』雇用契約」を別途締結することから、その水準については企業のいわばフリーハンド（最低賃金、労基法等の「最低基準」という規制はあるが）となっているのが現状である。このことから、実際の添乗業務による収入水準を下回る労働条件での「みなし休業補償のための雇用契約」が押しつけられるという状況が現れている。

H T S 支部組合員でいえば、「過去の実績を参考に会社が算出した『日数』」×「会社が『みなし休業補償』のために独自に設定した時給（実際の就業時の時給より低額）」で算出されたひと月あたりの「みなし休業補償」の支給額は12万円（額面）で、実際に添乗業務を行っていた時期の収入と比較すると半分以下にすぎない。この額から健康保険・厚生年金等が控除され、手取りは10万円を割り込むのが実態で、預金を取り崩すなど、ぎりぎりの生活を強いられている。

また、「みなし休業補償」として企業が休業手当を支払っているため、支給額が「みなし休業補償」の水準を上回る「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の受給は不可能、さらに、支給額が「みなし休業補償」の水準を上回るとされる雇用保険の失業給付を受給しようとしても、「みなし休業補償」により雇用の継続がなされていること、登録解除（退職）の道を選択し、情勢が好転した場合にもとの会社に再雇用されるかどうかは未知数であり、採用されるかどうかは会社のいわばさじ加減が働きかねないことから、これを選択することもできない。

加えて、「みなし休業補償」実施の前提（原資）となっている雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）について、本年4月末日をもってフルサイズの措置は終了、との報道がなされていることから、それをもって「みなし休業補償」の打ち切り、水準の見直しなどの不利益が予想されるなど不透明な状況となっている。

休業支援金も利用できず雇用保険の失業給付の受給も不可能、「みなし休業補償」についても規模縮小ないし打ち切りとなれば、登録型派遣添乗員の生活が根底から破壊されることは火を見るよりも明らかだ。

このような状況が阪急トラベルサポートのみならず他の添乗員派遣会社で行われるとすれば、全国1万人を超える登録型派遣添乗員がことごとく生活に困窮する事態となる。

### 3. 厚労省に要請・交渉

このような中4月2日、東部労組HTS支部はコロナ禍における派遣旅行添乗員の生活保障を求め、福島みずほ参議院議員の仲介により参院議員会館内において厚生労働省に要請・交渉を行った。

厚労省に対し、組合は「みなし休業補償」の水準について少なくとも雇用保険の失業給付あるいは生活保護の水準を下回ることはないよう行政が一定の基準を設け、それを各企業に徹底させよ、と要請し、HTS支部大島組合員も実態を訴えた。

これをうけ、厚労省の担当者からは一般論として、「みなし休業補償の水準については、少なくとも労基法第26条の水準に達しているべきで、そうならないとしたらそれについては問題を感じる」との趣旨が表明され、この「みなし休業補償」の水準に関する問題については、引き続き厚労省と組合との交渉を継続することが確認された。

また、登録型派遣旅行添乗員、あるいはシフト制で働く労働者への「みなし休業補償」が雇用調整助成金の対象となる、との周知が不十分なことから、組合は厚労省による対応を求め、厚労省は「周知を行っていく」ことを明言した。

組合からは他にも、「コロナ禍による休業が長期化する場合、実際に離職していない場合であっても失業給付の受給を認めた2011年東日本大震災時の「東日本大震災に伴う雇用保険失業給付の特例措置」のような制度を創設すること」、「『みなし休業補償』の前提（原資）となる雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例につき、少なくとも本年末までは現在の規模で継続すること」を要請し、添乗員の生活保障につき行政の対応を強く求めた。

東部労組HTS支部は引き続き、コロナ禍における派遣添乗員の生活保障を求め闘っていく。